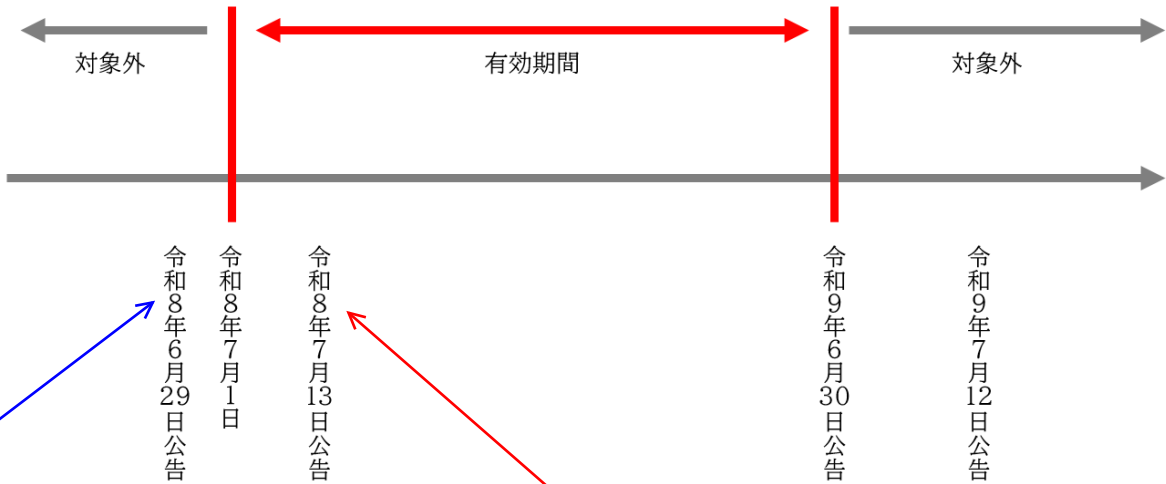


### 3 格付け認定の有効期限について

格付け認定の有効期限内に公告された案件を、当該対象案件とします。前年度分の有効期限は「令和8年6月30日まで」となるため、令和8年度分の有効期限は「令和8年7月1日から令和9年6月30日まで」です。

< 具体例 >



令和8年6月29日公告分（予定）までは、  
参加申請の際に

#### 令和7年度分の格付け結果

にもとづき  
参加の可否を判断します。

「災害緊急協力事業者」、「防災協定締結事業者」、  
「優良事業者」を対象としたインセンティブ発注案件の  
参加の可否も上記にもとづいて判断します。

令和8年7月13日公告分（予定）からは、  
参加申請の際に

#### 令和8年度分の格付け結果

にもとづき  
参加の可否を判断します。

「災害緊急協力事業者」、「防災協定締結事業者」、  
「優良事業者」を対象としたインセンティブ発注案件の  
参加の可否も上記にもとづいて判断します。

(3) 格付け基準日は **前年の12月31日時点**

ただし、工事成績平均点は、翌年3月31日までで判定します。

令和8年度格付け認定の場合は、令和7年12月31日時点（工事成績平均点は令和8年3月31日まで）

(4) 格付け認定結果は **各事業者向けの通知サイトでお知らせ**

令和8年度から、格付け認定結果は各事業者向けの通知サイトで行います。令和7年度格付け登録事業者には通知サイトのURL（QRコード）を郵送いたします。令和8年度に新規で申請される事業者は、令和8年度格付け決定以降（令和8年6月頃予定）に通知サイトのURL（QRコード）をお知らせいたします。なお、格付け認定後に、総合評定値が更新された場合でも、翌年度の格付け認定までは等級の変更を行いませんので、ご承知おきください。

(5) インセンティブ発注に参加する際には **公告条件を確認**

各事業者向けの通知サイトで、格付けの基となる工事成績平均点や災害協力点（特別加点の有無）等を確認できるようになりました。インセンティブ発注に参加する際には、同通知の再確認をお願いします。